

# 地方創生SDGs金融を通じた 自律的好循環形成に向けて

地方創生SDGs金融調査・研究会



第5回地方創生SDGs金融調査・研究会 有識者会議

2020年9月25日

## 日時

## アジェンダ

### 第1回

8月24日  
14:00 – 16:00

- これまでの活動の振り返りと今年度の目的確認
- 今年度の活動設計の擦り合わせ
- ① 地方創生SDGs登録認証制度ガイドラインの目的・基本的考え方の議論

### 第2回

9月25日  
14:00 – 16:00

- ① 地方創生SDGs登録認証制度ガイドラインに対するフィードバック

### 第3回

10月7日  
10:00 – 12:00

- ① 地方創生SDGs登録認証制度ガイドラインの最終確認
- 今後の政府活動の方向性についての議論
- ① 登録認証制度への地方公共団体巻き込みのための施策
- ② 金融表彰制度の方向性についての議論
- ③ 金融機関、ベンチャー・スタートアップに対するヒアリングの進め方

## 議事次第

**前回 (8/24 第4回地方創生SDGs金融調査・研究会) の振り返り**

前回から本日までの活動状況

登録・認証制度のガイドライン素案

今後の進め方

## 合意した点

### 登録・認証制度の目的と役割

- 地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者を見える化し、地域金融機関の支援の補助材料とすることで**地域経済の活性化を目指す**
- 認証と与信判断の直接的な結びつきまでは想定せず、与信判断は地域金融機関に任せる
- SDGsに関する取組は本来財務インパクトまで含めた定量・定性評価が望ましいが、本制度においては実行性を鑑み、**非財務的な地域貢献も含め評価する**
- 宣言・登録・認証はそれぞれ独立した位置づけ。宣言・登録が必ずしも認証の前提条件ではない
- 認証を受けることによる地域事業者のメリット明確化が必要

### ガイドラインの粒度

- オプションB (基本的な考え方に加えて、認証に係る個別の**要求事項・基準を示す**) で一致
- 比較的概念的なところにとどめることで、先行する地方公共団体の取組や既存の枠組みを排除しないことが重要
- 一方で、地域事業者や地域金融機関に対して一定の統一的な基準は示す必要がある

新規投融資先の検討だけでなく、地域金融機関が既存の投融資先と対話する中で地方創生SDGs推進に関して用いられるコミュニケーションツールとなることも登録・認証制度に期待される

認証のブラックボックス化が進むと信用性が薄れるので、評価基準・手法や活用する情報のオープンソース化を意識するべき

- 地方創生SDGsに関するKPIを財務的に落とし込むところまでは求めないが、金融機関巻き込みのために、SDGsに取り組むことが中長期的な収益性に繋がることを強く示唆する必要はある

- 事業者の取組と地方創生SDGsの関係性を17の目標ではなく169のターゲットの粒度で明確化することが必要

# 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環における、登録認証制度の位置づけ

## SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大

地域課題の発掘  
見える化の推進

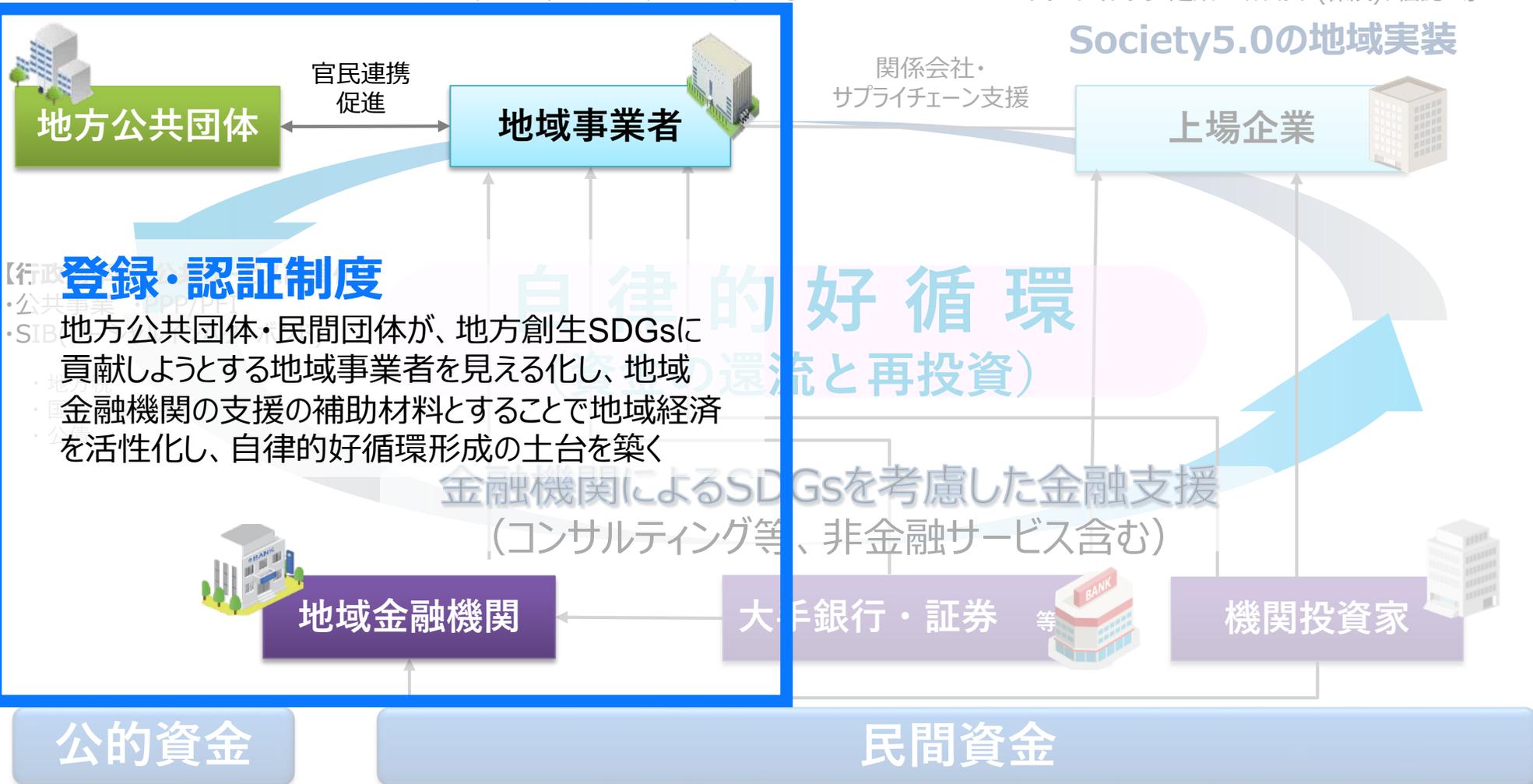
地域牽引企業、GNT(グローバルニッチトップ)発展

- ・地域雇用 ・域外資金獲得
- ・ソーシャルビジネス・ソーシャルベンチャー 等

ビジネス本業での地方活性化取組推進

- ・ICT活用公共サービス ・ドローン宅配・AI、IoT活用
- ・グリーンインフラ・建築・ヘルスケア(保険)、信託 等

Society5.0の地域実装



### 登録・認証制度

地方公共団体・民間団体が、地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者を見える化し、地域金融機関の支援の補助材料とすることで地域経済を活性化し、自律的好循環形成の土台を築く

自律的好循環  
(地域の還流と再投資)

公的資金

民間資金

**制度趣旨:** 地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者を見える化を通じた、自律的好循環への地域事業者・金融機関の巻き込み

	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生SDGsに取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生SDGsの取組を表明・自己評価し、登録する	第三者が、地域事業者等の地方創生SDGsの取組を評価し、認証する
目的	地方創生SDGsへ取り組んでいる、または今後取り組もうとしている地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等に対する金融機関等の支援機会の拡大
被認証主体 (地域事業者等) の要件	地方創生SDGsに取り組む意思及び方針がSDGsの17のゴールと関連付けて明確化されていること		SDGsの169のターゲットに関連した目標とKPIが示されていること  目標に向かって取組を推進する能力・体制が整っており、それを第三者が確認できていること

検討会で合意した方向性

+ メリット ● 中立 - デメリット

## オプションA

基本的な考え方のみ示し、  
認証制度の**具体的な設計は実施主体に任せる**

## オプションB

基本的な考え方に加えて、認証  
に係る個別の**要求事項・基準を網羅的に示す**

## オプションC

認証に係る個別の要求事項・  
基準を**審査する際の基準まで詳細に規定し、準拠を求める**

### ガイドラインの位置づけ

### メリット・デメリット

#### 応募者

利用してもらえるか

+ 地域の実情に合わせた設計となり、利用しやすい

+ 地域の実情に合わせた設計となり、利用しやすい

- 詳細な審査が求められ、利用が躊躇される可能性

#### 認証主体

制度運用の負担

+ 認証主体が運用しやすいように設計が可能

+ 認証主体が運用しやすいように設計が可能

- 詳細な審査のために、認証主体の負担感が高まる可能性

既存制度との共存

+ 認証主体による既存の取組・検討を阻害しない

+ 認証主体による既存の取組・検討を阻害しない

- 既存の取組との整合性がとれず、ブレーキをかけることになる

制度設計の難易度

- 認証主体自身が検討すべき要素が増え、工数がかかる

● 参考となる要求事項・基準が列挙されている

+ 認証主体による最小限の検討で導入可能

制度統一性

- 認証主体によって制度の内容にバラつきが出る

● 制度内容に一定の統一性が期待できる

+ 全国で認証制度の統一性が担保される

**被認証主体 (地域事業者等)** にとっての利用のしやすさ

- 認証を得るための要件が**シンプルで分かりやすいもの**となっているか
- 認証を得るための要件の達成が中小企業等地域事業者の現状と比べてハードルが高すぎないか
- 認証を受けるための**事務手続きの負担**が大きくないか

**金融機関**が被認証主体 (地域事業者等) を支援するにあたっての参考材料となりうるか

- 地域事業者に対する**投融資や支援提供を検討する際の補助材料**となり**得る水準**で被認証主体 (地域事業者等) の取組・能力が評価されているか
- 認証が**公平性・透明性を持ったプロセス**に沿って行われているか (ブラックボックス化していないか)
- 認証が認証主体 (地方公共団体) の間である**程度の統一性**を持って実施されているか

**認証主体 (地方公共団体)** にとっての利用のしやすさ

- 制度の**設計にかかる負担**を軽減できる十分な指針が示しているか
- **制度運用・審査のための負担**が大きくないか
- **既に行われている取組**を排除・阻害してしまわないか

## 議事次第

前回 (8/24 第4回地方創生SDGs金融調査・研究会) の振り返り

### **前回から本日までの活動状況**

登録・認証制度のガイドライン素案

今後の進め方



## ステップ 1

事例等を参考に、  
オプションBの粒度  
で認証制度の素案を策定

### 参考とした資料 (抜粋)

- ISO 14001 (環境)
- ISO 17021 (適合性評価)
- ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
- 国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン
- グリーンボンドガイドライン
- ESG情報開示実践ハンドブック
- UNDP SDG Impact Standards
- 内部通報制度に関する認証制度の導入について



## ステップ 2

ステークホルダーへの個別  
ヒアリングを通じ、素案の  
妥当性を検証

### ヒアリング対象者 (21組織/個人)

- 地方公共団体 5団体 (石巻市、神奈川県、北九州市、長野県、真庭市)
- 地域金融機関 8機関 (伊予銀行、愛媛銀行、横浜銀行、七十七銀行、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)
- 認証機関 3機関 (日本規格協会、日本適合性認定協会、日本品質保証機構)
- 地域事業者 2社



## ステップ3

ヒアリング結果を踏まえ、  
素案を精緻化 (次章)

### 構成要素

- 誰を認証主体として想定するか
- 認証主体 (地方公共団体) が認証を与えるにあたっての要件は何か (プロセス・委託を受ける民間団体が満たすべき要件)
- 被認証主体 (地域事業者等) が認証を得るための要件は何か (取組内容・実行能力)

### ヒアリングで頂いたご意見から明らかになったこと

- ガイドラインが総体的に**実用に足るレベルの素案であることが確認できた** ( i )
- 大きな方向性・粒度は擦りあってきたが、**一部の論点は引き続き議論・合意形成が必要** ( ii )
  - **被認証主体 (地域事業者等) にとってのメリットは何か**
    - 認証を得ることによるメリットは何かという質問が各ステークホルダーから多数聞かれた
    - 地域事業者の視点では、ビジネスマッチングや対外PR効果への期待が高いことが判明
  - **被認証主体 (地域事業者等) の中間目標は必達か**  
事務局案 (必達とせず改善策を提示) が多数意見であることを改めて確認
  - **被認証主体 (地域事業者等) に組織能力の提示をどこまで求めるか**  
組織能力の提示は求めなくて良いのではとのご意見が多数だが、一部、与信判断にまで踏み込む前提であれば求めるべきという意見もあり
- 地域事業者・地方公共団体共に、**認証制度へのチャレンジに前向きな企業/団体がいることが確認できた** (創業初期の小規模地域事業者等への包摂性を鑑みると現状案の負担感は大きいのではとの懸念もあり)
- 一方で、**地域金融機関の認証制度への関心度には温度差**があることが確認されたため、巻き込みに向けた工夫が必要

## **i** 実用に足るレベルの素案であることが確認できた

ヒアリング対象者	頂いたご意見 (抜粋)
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"><li>既存制度を少し拡張すれば<b>認証制度を設計・運営できそうな粒度・レベル感のガイドライン</b></li><li>認証が欲しい地域事業者が多いのであれば<b>認証制度の構築の検討もあり得る</b></li><li><b>申請の審査の難易度はそこまで大きくない</b>。申請数が多くなったときの負担が問題</li><li>自由記述が多いため地方公共団体にとっては達成度評価が難しいが、<b>地域事業者は取り組みやすい印象</b></li><li>認証制度まで導入する際は<b>難易度よりも客観性・公平性の観点から第三者の支援を仰ぐ必要がある</b></li></ul>
地域事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>現状案の要求事項を満たすこと・申請書を埋めることは<b>全く難しい</b></li><li><b>自社が現状案の要求事項を満たすこと・申請書を埋めることは可能</b>だが、創業初期の小規模地域事業者等への包摂性を鑑みると現状案の負担感は大きいのでは</li></ul>
地域金融機関	<ul style="list-style-type: none"><li>地域金融機関には<b>地域事業者の経営計画策定や新事業検討時の参考情報になる</b></li><li>地域事業者への要求事項はどれも必要な項目。取組の効果が見えるのであれば<b>支援における優遇の検討材料になり得る</b></li><li>地域事業者への投融資を考える上で認証だけが特別にアドバンテージとして働くことはないが、<b>参考にはなる</b></li><li>地域金融機関が普段から顧客の事業性評価として行っていることと親和性が高く、<b>事業性判断の参考材料になる</b></li><li>投融資可否判断には活用できないが、<b>投融資先候補の選定には有用</b></li></ul>
認証機関	<ul style="list-style-type: none"><li>かなり厳格な認証との印象。<b>このまま規格を作ること可能なレベル</b></li><li>現状案の認証主体への<b>要求事項 (認証プロセス) はオーソドックスに作れている</b></li><li><b>要求事項については最低限の項目は網羅されており</b>、地域事業者にとっての難易度も高すぎない印象</li></ul>
研究会委員	<ul style="list-style-type: none"><li>地域金融機関にとって登録・認証制度は非財務情報の評価を助けるツール。それを踏まえると現状案は<b>要求が細かすぎる</b></li><li><b>金融機関の与信判断の補助材料として十分使えるレベル</b>になっている。要求事項に挙げられた項目は本質的で、本来金融機関が審査基準に入れるべきもの</li><li>SDGsが意図するトランスフォーメーションを起こすには、<b>計画・目標を厳しく設定しないことが必要</b></li></ul>

## ii 一部の論点は引き続き議論・合意形成が必要

### 論点

### ヒアリングで頂いたご意見 (抜粋)

被認証主体 (地域事業者等) にとってのメリットは何か

- 現状案では地域金融機関からの既存の支援や宣言・登録のメリットとの差分が出づらい
- コロナ関連融資の状況を踏まえると今後2-3年は認証の優遇策としての投融資額増加は困難。地域金融機関としては地域事業者に対し、今後大手企業との取引においてSDGs関連取組は必須になっていくことを伝えていく (地域金融機関)
  - 既に地域事業者のマッチング支援や、SDGs関係の活動をしている事業者への支援を実施している (地域金融機関)
  - 得られるメリットが分からないまま申請するか経営判断できない (地域事業者)
  - 既存制度では投融資の優遇よりビジネスマッチングのニーズが大きい (地方公共団体)
  - 金融機関からの支援以外にも経営ツールとしてのメリットの明確化が必要 (認証機関)

被認証主体 (地域事業者等) への要件は何か

中間目標は必達か

中間目標は必達としなくて良いのではとのご意見が多数

- 中間目標は設定せず、目標のみを求めべき。中間目標を設定すると未達成時に地域事業者のやる気をそぐおそれ (地域金融機関)
- 目標が未達でも改善策を明確にできれば良い (地域金融機関、地方公共団体)
- 投融資の要件としないのであれば必達でなくて良い (地域金融機関)

組織能力の提示をどこまで求めるか

組織能力の提示は求めなくて良いのではとのご意見が多数

- 組織能力の評価は実地調査が前提で、認証機関でも実証が難しい領域。今回のケースでは提示を求めなくて良いのではないかと (認証機関)
- 信用金庫の顧客は個人事業主や小規模事業者が多いため、実行性を鑑み組織能力の提示は求めないか免除にして欲しい (地域金融機関)
- 地方公共団体による審査の実行性を鑑み、地域事業者の組織能力の提示は求めなくて良い (研究会委員)
- 認証制度の信用性・継続性確保の観点で、組織能力を審査することは必要との意見あり (地域金融機関)

## 議事次第

前回 (8/24 第4回地方創生SDGs金融調査・研究会) の振り返り

前回から本日までの活動状況

**登録・認証制度のガイドライン素案**

今後の進め方

# ガイドライン (別紙) の特に認証制度部分にご意見を頂戴したい

## 第1章 本ガイドラインにおける基本事項

1. 本ガイドラインの目的
2. 本ガイドラインの基本的な考え方
3. 本ガイドラインの構成
4. 本ガイドラインにおける用語の説明

## 第2章 地方創生SDGsの推進

1. SDGsの採択と国内における取組
2. 地方創生SDGsの推進
3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けて

## 第3章 地方公共団体によるSDGs登録・認証等制度の取組

1. 地方公共団体におけるSDGs登録・認証等制度を巡る現状
2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の意義

## 第4章 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に当たって

1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な考え方
2. 制度構築にあたっての手順

## 第5章 宣言「登録」「認証」の制度設計に当たって考慮すべき事項

1. 地方創生SDGs宣言
2. 地方創生SDGs登録
3. 地方創生SDGs認証

## 第6章 本ガイドラインの今後の方向性

### 留意事項

### (参考資料) 地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧

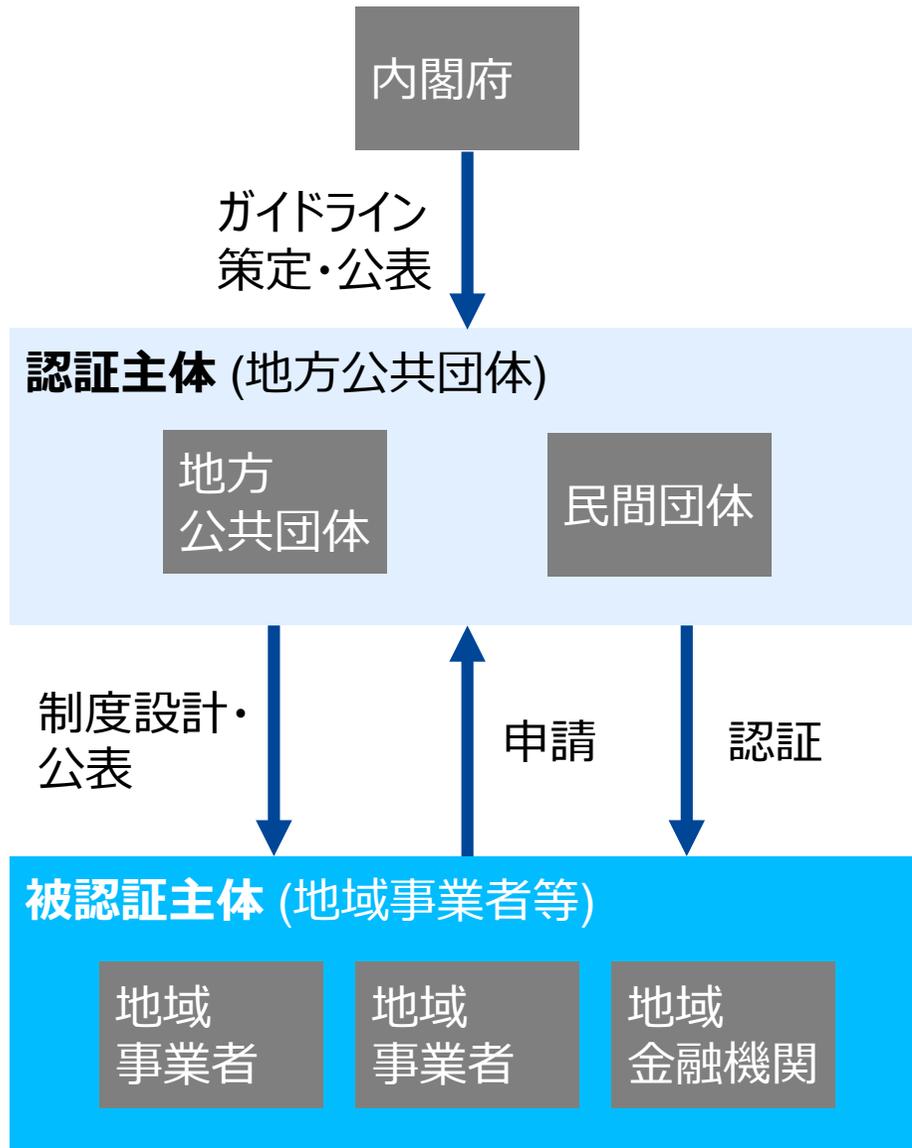
### 1. 認証プロセス

- (1) 申請の審査
- (2) 認証の表示
- (3) 取組状況の報告
- (4) 評価・更新
- (5) 変更及び辞退
- (6) 取消及び再認証

### 2. 認証要件

- (1) 申請団体の資格
- (2) 能力・体制
- (3) 計画・目標設定
- (4) 情報公開
- (5) その他 (工程管理・リスクへの取組・監査体制)

# 本日特に議論したい点



## 論点

被認証主体 (地域事業者等) にとってのメリットは何か

メリットに対する基本的な考え方: 地方公共団体・金融機関が認証制度を活用しその効果を最大化すべく、地域事業者等への支援策を検討を深めていくことが望まれる。ガイドライン上では参考として以下のようなメリットの例示を検討している。

検討されるメリットの例		宣言	登録	認証	今後の検討の方向性
金融機関からの支援	経営アドバイス強化	✓	✓	✓	認証制度を活用し、金融面からどのような具体的支援ができるのかを地域金融機関が主体的に検討していくことが望まれる
	投融資の拡大		✓	✓	
	優遇策の提供 (低金利融資等)		✓	✓	
地方公共団体からの支援	事業及び取組の認知度向上	✓	✓	✓	公共調達における優遇策の検討に加え、地域事業者が特にメリットを感じている事業・取組の認知向上やビジネスマッチングについても、地方公共団体として具体策を整備することが望まれる
	ビジネスマッチング強化		✓	✓	
	公共調達における優遇		✓	✓	
地域事業者の事業運営	顧客・取引先・社会に対する事業及び取組の社会的価値 (ブランド等) の発信強化	✓	✓	✓	地域事業者が認証制度への参加を通じて取組はもとより事業の一層の推進に繋がられるよう、各地方公共団体が申請・更新プロセスにおいて地域事業者に寄り添ったアドバイスを行っていくことが望まれる
	事業の方向性・社会的価値の共通認識明確化		✓	✓	
	目標設定・組織体制の明確化を通じた、事業・取組の運営精度向上			✓	

## 議事次第

前回 (8/24 第4回地方創生SDGs金融調査・研究会) の振り返り

前回から本日までの活動状況

登録・認証制度のガイドライン素案

**今後の進め方**

## 日時 アジェンダ(案)

### 第1回

8月24日  
14:00 – 16:00

- これまでの活動の振り返りと今年度の目的確認
- 今年度の活動設計の擦り合わせ
- ① 地方創生SDGs登録認証制度ガイドラインの目的・基本的考え方の議論

### 第2回

9月25日  
14:00 – 16:00

- ① 地方創生SDGs登録認証制度ガイドラインに対するフィードバック

### 第3回

10月7日  
10:00 – 12:00

- ① 地方創生SDGs登録認証制度ガイドラインの最終確認
- 今後の政府活動の方向性についての議論
- ① 登録認証制度への地方公共団体巻き込みのための施策
- ② 金融表彰制度の方向性についての議論
- ③ 金融機関、ベンチャー・スタートアップに対するヒアリングの進め方

# Backup



#### A県 地方創生SDGs取組 認証制度申請書

##### 1. 申請者の情報

- 会社/団体名：*xx株式会社 (電化製品小売業)*
- 所在地：*A県xx市x-x-x*
- A県との関係性 (当てはまる方にチェックを記入)
  - 所在地がA県
  - 活動地域がA県 (活動実績を下記に記入)

##### 2. 宣誓書

当社は、別紙に示す地方創生SDGsに資する取組を行うことを宣言します。

また、下記に相違ないことを誓約します。(チェックを記入)

- 法令に違反していない
- A県に納付すべき税を滞納していない
- 反社会的勢力でなく、反社会的勢力との関りが無い
- 活動にかかる情報 (取組の概要と結果) を開示する

署名 (社長) *創生 太郎*

被認証主体 (地域事業者等) と  
地域の関係性

情報公開内容

リーダーシップ・コミットメント

【別紙】取組説明書 (1/5)

- SDGs17のゴールのうち会社/団体として注力する分野 (チェックを記入)



- 取組一覧

- ソーラーシェアリング (営農型太陽光発電) の普及によるエネルギーと食料の地産地消推進、耕作放棄地再生
- 出産・育児へのサポート拡充による、仕事と両立できる職場環境の確立
- 営業活動を通じた高齢世帯の見守り
- 
- 
- 
- 

取組とSDGsとの関連性

#### 【別紙】取組説明書 (2/5)

##### 取組 ①

- 関連する169の目標の番号 (複数選択可)

2.3

7.2

9.4

12.1

- 本取組は、選択した169の目標にどのように繋がるか、どのような地域課題を解決するか (参考資料1の取組事例を参考に記載)

- ソーラーシェアリングは農業収入に加えて売電収入が見込めるため高齢化が進む農業従事者の収入安定・事業継続可能性を高め、地域の雇用確保や耕作放棄地再生に繋がる (2.3)
- 農業従事者への太陽光発電導入を通じて地域の再生可能エネルギーの割合拡大に繋がる (7.2)
- 太陽光による自家発電電力を農耕機械・設備に使用することで産業の持続可能性向上に繋がる (9.4)
- ソーラーシェアリングは電力と食料の両面において持続可能な消費と生産を促進できる (12.1)

取組とSDGsとの関連性

#### 【別紙】取組説明書 (3/5)

##### 取組 ①

- 本取組は当社の経営方針とどのように整合しているか
  - 経営理念・社是・ミッション・ビジョンとの整合性

経営理念「地域に寄り添うパートナー」として、農業従事者のお客様、ひいては地域全体の持続可能性を向上すべく本取組を推進する

- 中期経営計画・年度事業計画との整合性  
(常勤の正社員数20名以下の場合任意記入)

経営方針

## 【別紙】取組説明書 (4/5)

### 取組 ①

- 目標 (何をもちて本取組は成功と言えるか)

2025年までにA県内の農業従事世帯数の1%にあたるxx軒でソーラーシェアリング設備が導入され、稼働している

- 中間目標 (最低でも年に1個以上設定、更新時に達成度を確認)

2021年12月までにA県内の農業従事者50件以上を訪問し、ソーラーシェアリングについて説明

2021年、2022年に東京で各2回、農業・移住に関心がある方向けの説明会を開催

2022年12月までにA県内の農業従事世帯xx軒以上にソーラーシェアリング設備を導入、稼働

2023年12月までに他県から2名以上がA県へ移住しソーラーシェアリングを開始

2024年12月までにA県内の農業従事世帯xx軒以上 (累積) にソーラーシェアリング設備を導入、稼働

目標

- 目標へのロードマップ
- 評価実施要否

#### 【別紙】取組説明書 (5/5)

##### 取組 ①

- 本取組を推進するための体制
  - 取組責任者

創生 太郎 (社長)

- 取組推進に中心となって携わる社内組織と人員構成  
(常勤の正社員数20名以下の場合任意記入)

- 【任意項目】社外から取組を支援する組織や人員

組織能力

#### A県 地方創生SDGs取組 認証制度申請書

##### 1. 申請者の情報

- 会社/団体名：*xxホールディングス*
- 所在地：*C県xx市x-x-x (本社)*
- A県との関係性 (当てはまる方にチェックを記入)
  - 所在地がA県
  - 活動地域がA県 (活動実績を下記に記入)

*当社の事業領域の1つである健康事業の一環として、2010年からA県でxx運動場及び併設するフィットネスクラブを運営。売上高xx億円 (2019年度)。地域の健康維持に貢献してきた。*

##### 2. 宣誓書

当社は、別紙に示す地方創生SDGsに資する取組を行うことを宣言します。

また、下記に相違ないことを誓約します。(チェックを記入)

- 法令に違反していない
- A県に納付すべき税を滞納していない
- 反社会的勢力でなく、反社会的勢力との関りが無い
- 活動にかかる情報 (取組の概要と結果) を開示する

署名 (社長) *創生 次郎*

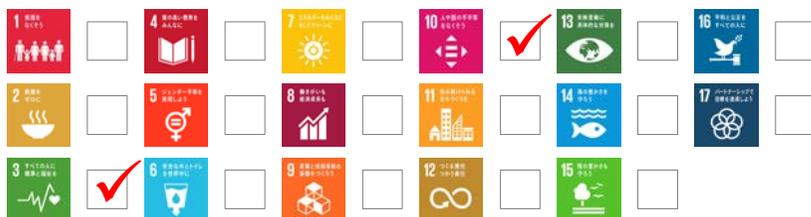
被認証主体 (地域事業者等) と  
地域の関係性

情報公開内容

リーダーシップ・コミットメント

【別紙】 取組説明書 (1/5)

- SDGs17のゴールのうち会社/団体として注力する分野 (チェックを記入)



- 取組一覧

① *xx運動場を本拠地とするフットサルチーム立ち上げによる、世代を越えたコミュニティ形成と地域の健康の追及*

② *B県で展開している介護食宅配事業をA県へ拡大することによる、高齢者の豊かな生活への貢献*

③

④

⑤

⑥

⑦

} 取組とSDGsとの関連性

#### 【別紙】取組説明書 (2/5)

##### 取組 ①

- 関連する169の目標の番号 (複数選択可)

3.4	10.4			
-----	------	--	--	--

- 本取組は、選択した169の目標にどのように繋がるか、どのような地域課題を解決するか (参考資料1の取組事例を参考に記載)

- フットサルチームを立ち上げ、地域住民が参加することで4つの行動リスク要因のうち運動不足を避けることに繋がり、生活習慣病等肉体的健康状態と、精神的健康状態の改善に貢献できる (3.4)
- 世代別チームでの活動と定期的なチーム間交流を実施することで地域の横のつながり強化し、都市化に伴う地域コミュニティの形骸化防止に貢献できる (10.4)

取組とSDGsとの関連性

#### 【別紙】取組説明書 (3/5)

##### 取組 ①

- 本取組は当社の経営方針とどのように整合しているか
  - 経営理念・社是・ミッション・ビジョンとの整合性

当社ミッションは「健やかな未来をつくる」。本取組はスポーツを通じた人と人との繋がり強化、健康促進により地域コミュニティの未来をつくるものである

- 中期経営計画・年度事業計画との整合性  
(常勤の正社員数20名以下の場合任意記入)

3か年の中期経営計画の定性・定量計画に織り込まれている  
(添付資料1参照)

- 健康事業は次期3年間で飲食事業に次ぐ収益の柱としての位置づけ
- 中でも本フットサルチームの立ち上げ・運営は3つの重点施策の1つとして指定
- 3か年でxx億円の子算を計上

年度計画においては本取組の進捗を健康事業のKPIの1つとして設定し、健康事業部長がコミット (添付資料2参照)

経営方針

## 【別紙】取組説明書 (4/5)

### 取組 ①

- 目標 (何をもって本取組は成功と言えるか)

2023年までにジュニアチーム登録者40名、シニアチーム登録者20名。xxリーグに所属し、各チーム週2回の練習と月2回以上の練習試合が実施されている

- 中間目標 (最低でも年に1個以上設定、更新時に達成度を確認)

2021年1月までに指導者3名を確保し契約を締結

2021年4月までにジュニアチーム登録者20名

2021年9月にxxリーグにチーム登録完了

2022年1月までにジュニアチーム登録者40名

2023年6月までにシニアチーム登録者10名

目標

- 目標へのロードマップ
- 評価実施要否

【別紙】取組説明書 (5/5)

取組 ①

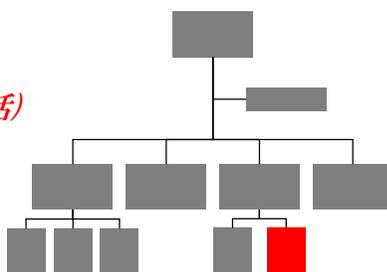
- 本取組を推進するための体制
  - 取組責任者

認証 次郎 (健康事業部長)

- 取組推進に中心となって携わる社内組織と人員構成 (常勤の正社員数20名以下の場合任意記入)

健康事業部スポーツ課 7名

- XX XX (課長)
- XX XX (XX運動場運営統括)
- XX XX



- 【任意項目】 社外から取組を支援する組織や人員

社外アドバイザー：知見 有造 氏 (XXクラブチームGM)  
 \*フットサルチーム立ち上げ・運営にかかるアドバイザー  
 業務契約締結済

組織能力

# ご参考) 宣言制度の事例\_真庭SDGsパートナー制度

申請者は下記宣言書を記入・提出し、真庭市による内容確認をもって登録完了

## チェックリスト

- 基本的適格性 (法令違反等がないこと等)
- 事務手続きに関する確認事項

年 月 日

企業・団体名  
代表者名 印

真庭市長 様

記

下記内容に☑を入れてください

- 本制度の規定に従うこと。
- 別添の真庭SDGsパートナー宣言書について、記載内容に相違なく、真庭市ホームページ上で公開されることに同意すること。
- 法令等に違反していないこと。
- 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- 相互リンクを希望する (希望する場合 URL : )
- 登録書の発行を希望する。(当登録書は登録したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しません)

添付書類

- 真庭SDGsパートナー宣言書 別紙
- 「会社のロゴ」と「会社の外観や社員の集合写真等」を電子媒体で別途総合政策課あてにメールしてください (SDGsの普及啓発で使用させていただく場合があります。)

その他

( )

※これまでに関わりのあった市の部署名や、真庭市との関わりなどをご記入ください。

## 宣言書

- 関係するSDGs目標 (17のゴール)
- 取組の概要

真庭SDGsパートナー宣言書

企業・団体名  
代表者名

次のとおり真庭市とともに持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDGs目標 (ゴール) (○を入れてください。) 複数選択可

<input type="checkbox"/> 1 (貧困)	<input type="checkbox"/> 2 (飢餓)	<input type="checkbox"/> 3 (健康)	<input type="checkbox"/> 4 (教育)
<input type="checkbox"/> 5 (ジェンダー平等)	<input type="checkbox"/> 6 (水と衛生)	<input type="checkbox"/> 7 (エネルギー)	<input type="checkbox"/> 8 (経済成長・雇用)
<input type="checkbox"/> 9 (産業・イノベーション)	<input type="checkbox"/> 10 (格差平等)	<input type="checkbox"/> 11 (住環境)	<input type="checkbox"/> 12 (持続可能な消費)
<input type="checkbox"/> 13 (気候変動)	<input type="checkbox"/> 14 (海洋資源)	<input type="checkbox"/> 15 (陸上生態系)	<input type="checkbox"/> 16 (平和)
<input type="checkbox"/> 17 (パートナーシップ)			

2 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献する内容

(例)

●●●株式会社は、……………を通じて、……………持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献します。

企業・団体の事業等において、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にどのように貢献するか、1で○を入れたSDGs目標 (ゴール) の達成にどのように貢献するかなどを記載してください。



# (参考) 地方創生SDGs取組達成度評価項目



# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(1/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる
- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保障制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する
- 1.4 2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する
- 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化等を通して、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する

## ②まち・ひと・しごとと政策目標

- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進
- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 4(ア)まちづくり・地域連携
- 4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取
- 1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 2(イ)企業の地方拠点強化等
- 2(オ)地方移住の推進

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 生活保護等を受ける家庭の削減など、地方における絶対的・相対的な貧困を削減し、すべての人々の経済的安定を実現する
- 生活保護等を受ける子育て家庭の削減など、地方における男性、女性、子供の絶対的・相対的な貧困を削減し、すべての年齢の男性、女性、子供の経済的安定を実現する
- 生活保護の拡充など、地域域内の絶対的・相対的な貧困に直面する人々への十分な保護を達成する
- また、安定した収入の確保のために正規雇用者数を増やす等の雇用対策に取り組む
- 貧困層を含む地域内の全ての人が基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、新技術、金融サービス、経済的資源について平等な権利を持つことができるように支援を行う
- 地域レベルでの気候変動や災害等への強靱性の構築、経済、社会、環境分野の脅威に対応するための体制を構築し、地域に住む全ての人々の災害等に対する脆弱性を軽減する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、日本の官民における技術、知識、専門的な知見を活用し、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対する開発協力の強化等に貢献し、途上国におけるあらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策の実施に貢献する
- 国、地域および国際レベルで、開発途上国における貧困層(または日本における生活保護等を受ける家計)やジェンダーに配慮した開発政策を構築し、貧困撲滅への取組に対する投資拡大を支援する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目 (2/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したものではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ① SDGsのターゲット(日本語訳)



2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする

2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成する等、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う

2.3 2030年までに土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保等を通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民および漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性および所得を増進させる

2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水およびその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する

2.5 2020年までに、国、地域および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンク等も通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物およびこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源およびこれに関連する伝統的な知識へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する

2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化等を通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発および植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る

2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金および同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃等を通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正および防止する

2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄等の市場情報への適時のアクセスを容易にする

## ② まち・ひと・しごと政策目標

1(ウ)農林水産業の成長産業化

3(ウ)出産・子育て支援

1(ウ)農林水産業の成長産業化

3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進

3(ウ)出産・子育て支援

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

1(ウ)農林水産業の成長産業化

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

4(工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(ウ)農林水産業の成長産業化

## ③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 食育の推進等を通じた地域の高齢者、妊婦、未就学児童、幼児等の栄養改善、地域内での食料自給率向上に繋がる取組、農業・林業・漁業に関わる事業の推進等を通じて地域の食料供給の安定性を高める
- また、食料供給が安定していない国に対しては、日本の農林水産物・食品の輸出拡大、食の情報発信、バリューチェーンの構築等を推進する

- 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患の削減、若年女性、妊婦・授乳婦、高齢者が健康的な生活習慣（運動、栄養バランスの取れた食事を取るなど）を維持できるようにする。また、栄養指導などの支援や安心・安全な国産農林水産物・食品へのアクセスを簡単にする

- 効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保、女性を含む若者の新規就業者確保に向け、農業の大規模化、集落農業の導入、子どもに対する農業教育の充実、競争力強化、ロボット技術などの先端技術の導入、6次産業化を通じた地域の雇用確保など、地域における農業従事者の確保を通して、農業生産性の向上を目指す

- 災害に強い農業の実現に向け、気候変動等の自然環境の変化に対応した品種改良の促進、土壌改良、保全等の取組推進、支援、地域の農業従事者の生産拡大のための取組支援、地域の食料生産、自給率の向上、地域の食料生産システムへの貢献等を通じて、持続可能な食料生産システムを確保する

- 各地域の特性を生かした農林水産業の発展を目指し、地理的表示（GI）の活用促進・相互保護、植物品種の流出防止、冒認商標、デザインの模倣対策、知財総合支援窓口の充実等を通じ、地域における農林水産分野における植物・生物の多様性を維持し、知的財産の保護および公正かつ公平な活用に向けた取組を進める

- 地域における産学官連携等による新たな品種開発の促進、知的財産権を活用した農業振興など、戦略的知財活用等を通じた「攻めの農業」を実現し、地域レベルでの農業生産能力向上を実現する
- また、JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の官民における技術、知識、専門的な知見を活用し、開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために農業研究・技術の輸出を図る

- ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金および同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃する
- これに伴い、日本の高付加価値な農産品の知財を保護し、海外市場の開拓を実現する

- 国際的な食糧価格の変動を防止するための施策に関する情報発信を通じた啓発活動を実施する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(3/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 3 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育および性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ(UHC)を達成する
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性および非感染性疾患のワクチンおよび医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)および公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護および、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政および保健人材の採用、能力開発・訓練および定着を大幅に拡大させる
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和および危険因子管理のための能力を強化する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進  
 1(イ)若い世代の経済的安定  
 1(ウ)出産・子育て支援、  
 1(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進  
 1(イ)若い世代の経済的安定  
 1(ウ)出産・子育て支援、  
 1(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ア)まちづくり・地域連携
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ア)まちづくり・地域連携  
 4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持  
 4(オ)ふるさとづくりの推進  
 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 妊産婦の死亡率を削減するために、妊娠・出産に関する不安を解消するためのサポートサービスの充実化、および、妊産婦の曰ころからの健康維持に向けた仕事における男女のワークライフバランス確保や経済的安定の実現を推進する
- 子育て世帯の不安を解消するためのサポートサービスの充実（保育サービス、子育て期におけるニーズに対するサービス、小児医療・幼児教育の充実化を推進する
- 予防接種法に定められた基本的なワクチン接種実施の徹底、多くの人が集まることで起りやすい感染症対策を検討する(国際的なイベントにおける感染症対策の検討等)
- 4つの行動リスク要因（煙草・不健康な食生活・運動不足・過度の飲酒）を避け、生活習慣病の予防・改善を進める
- 薬物乱用リスクに関する認識向上、未成年の飲酒・喫煙等の防止、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- 地域での交通安全指導の実施等による交通事故の削減
- 地域住民の保健サービス等へのアクセスを改善するための計画を策定し、地域の健康と福祉の改善を実現する
- 地域における質の高い医療健康サービスの拡充、地域における医療健康サービスへのアクセス改善、医薬品に関する研究促進、医療を受ける権利の公平化/格差是正を進め、地域に住む全ての人々に対する質の高いユニバーサルヘルスカバレッジを実現する
- 産業型・都市生活型公害対策、化学物質の管理、循環型社会への対応、地球温暖化防止への取り組みを強化し、安全な住環境を維持・継続する
- 喫煙の健康リスクに関する情報発信、たばこ箱の宣伝禁止等通じた未成年喫煙の削減等を進め、社会全体で喫煙リスクに関する理解度を向上させる
- 都市域の緑地や自然など、公衆衛生の要素であるヒトの精神的健康、身体的健康、社会的結束を強化するための地域レベルでの取り組みを強化し、地域社会、国など社会一般の人々の健康を保持、増進させる
- 途上国からの研修生の受け入れ等を積極的に行い、途上国の保険財政、保健人材の能力開発に貢献する
- 地域の医療機関を中心とした感染症の早期発見、対策に関する取り組みの強化、政府、医療機関、民間での治療薬、治療方法の研究開発促進、インフルエンザ、はしか等の感染力の高い病気の発生を防ぐための地域レベルでの取り組みを強化する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(4/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ① SDGsのターゲット(日本語訳)



4.1 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする

4.2 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする

4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする

4.4 2030年までに、技術的・職業的スキル等、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子供等、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする

4.6 2030年までに、すべての若者および大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力および基本的計算能力を身に付けられるようにする

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和および非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにする

4.a 子供、障害およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする

4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラム等、先進国およびその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる

4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力等を通して、質の高い教員の数を大幅に増加させる

## ② まち・ひと・しごと政策目標

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

3(ウ)出産・子育て支援

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

3(イ)若い世代の経済的安定

1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

3(イ)若い世代の経済的安定

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 効果的な学習成果の実現を目指し、義務教育の質を向上させ、全ての子どもたちの基礎学力を育成するための取組を推進する(遠隔教育の推進、IT・プログラミング教育の拡充等)

- 保育所・幼稚園等の組織マネジメント力の強化、保育者の資質・指導力の向上、保護者の子育て力の向上など、どこにいても質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進める

- 家庭の経済状況から生じる教育格差を是正するための奨学金制度の拡充、IT機器等の活用等を通じた教育の機会均等を実現するための取組の実施

- 義務教育を完了後、高等教育または技術教育・専門教育を受けるにあたり地域における修学・就学につながるようなプログラムを充実化する

- 地域における創業支援(新規及び第二世代)、地域における職業教育、訓練等の充実、地域での就業に向けたきつかけ機会の提供、リカレント教育、インターンの機会拡大等を通して、技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる

- 家庭の経済状況から生じる教育格差の是正(若者・非正規雇用対策・失業対策を通じた経済的安定)を進めるとともに、地域の民間教育事業者との連携等を通じた教育へのアクセス拡大を促進する

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持に向け、学校指導体制・指導環境整備等、国語・数学(算数)・英語を核とした学校組織全体の取組による児童の学力向上を目指す

- 初等中等教育における持続可能な開発のための教育(ESD)を促進し、「持続可能な社会の創り手」の育成を進める

- 初等・中等教育からESDを進めることで環境問題、貧困、貿易など国際的に重要な問題に関する知識を持つ国際人材としての基礎能力の構築を進める

- 地域内の教育施設の質・量の拡充、就学環境の整備(学習指導員の増員、民間企業との連携によるPBL型の学びの提供など)、ITを活用した学習効果を高めるための取組の実施を通じた包摂的、効果的な学習環境の提供

- 日本国内、特に地方における高等教育機関でのICT導入、職業訓練学校のカリキュラムの充実、イノベーションの担い手となる技術・工学・科学系の高度人材の育成を進め、奨学金の件数を増やす

- 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした日本の大企業及び地域事業者における職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラム等を実施する

- 外務省、JICA、地方公共団体等と連携した開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国からの教員、研修員の受入れ等を行い、質の高い教員の数を大幅に増加させる

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(5/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価項目」は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取等、すべての女性および女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除等、あらゆる有害な慣行を撤廃する
- 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通して、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画および北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップおよび土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性および女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策、
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組、(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域に住む全ての人の々の機会均等を実現するためにジェンダー平等に関する啓もう活動や地域の働き方改革などを通して男女の平等な就労環境と子育て参画の実現等の取組を促進する
- 女性、女兒に対する暴力等に対する相談窓口の拡充、女性に対する暴力をなくす運動を実施し、女性・女兒に対する暴力を撲滅する
- ジェンダー平等の理念に反するあらゆる慣行の撤廃に向け、国内でのジェンダー平等双方に関する啓もう活動および男女の家庭参加、キャリア構築等の取組を促進する
- 女性が活躍しやすい職場環境の整備、性別に関係なく働きがいのある環境の整備、共働き世帯における男女の家庭参加を促す働き方改革の推進、優しい職場環境の実現、在宅勤務等を含めた柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを強化する
- 女性が発言しやすい職場環境の整備、女性管理職の推進、キャリア形成のための働き方改革の推進、公正な業務評価の実施等を通して様々な分野におけるあらゆるレベルの意思決定において、全ての人の々の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利、思春期や更年期における健康上の問題への対応等を進め、女性の健康の自己決定権を保障する
- 地域社会における女性の更なる活躍を促進するための取組の推進、それぞれの意見を尊重した平等な権利の実現に向けた活動の実施等を通して全ての人の々に経済的、文化的、社会的な公平な権利を保障するための取組を強化する
- 地方における女性起業家育成、事業支援、ICTをはじめとする先端技術を活用した女性の就業支援、子育て後の女性の再就職支援、フレキシブルワークによる雇用継続とワークライフバランスの確保等を通して女性の能力強化を促進する
- 地域におけるジェンダー平等に関する教育実施、ジェンダーフリーな社会、職場環境の実現を通してジェンダー平等を促進する
- また、就業者が地域に定着しやすいようにリカレント教育、キャリア形成プログラム、職業訓練や人材還流のサポートを推進する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(6/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 4(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 「安全でおいしい水」を確保するために、地方での水道インフラを維持し、すべての人々の安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
- 建設費、維持費等コスト比較(利用者負担)の観点も踏まえ、人口が集約されていない場所(下水道による一括処理では無く、合併槽等による個別処理を行う等、最適な方法で導入を進める
- 適切な産業廃棄物処理の徹底等を進めるとともに、「水ビジネス」、「省エネ・V P P」、「長寿命化」、「シェアリング」、「持続可能な農林水産業」等の「経済・社会のグリーン化」や「グリーン成長」を担う環境ビジネスを促進し、水質改善を実現する
- 家庭・産業・農業で使用する水利用の効率化(節水の広報、農業用水の計画的な利用等)
- 自治体・産業等の間での協力を通じた統合水資源管理を実施する
- 地方(特に自然観光が発達している地方)において山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う
- 外務省、JETRO、JICA等と連携した途上国からの研修員の受入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出、共有を行い、開発途上国の集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用を目的とした能力構築へ貢献する
- 地域の共有材である水と衛生に関する資源の効果的な管理を実現するために地方公共団体に住む全ての人々の理解促進と管理への参加や関心を促す

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(7/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる

7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる

7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術等のクリーンエネルギーの研究および技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する

7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う

## ②まち・ひと・しごと政策目標

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)、(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

● 地域内エネルギーのレジリエンス強化、老朽インフラ更新及びエネルギー効率化(節電、省エネ製品導入等)の取組を進め、エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

● 地域事業者による再生可能エネルギー関連事業、製品開発、新規事業創出等を促進し、地域における再生可能エネルギーの普及促進、再生可能エネルギー導入促進等を通じて再生可能エネルギーの割合を拡大させる

● 域内でのエネルギー効率改善に向け、老朽化しエネルギー効率の悪い工場・家計等の設備改善、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等による建築物における一次エネルギー消費量削減(ZEB(net Zero Energy Building)、ZEH(net Zero Energy House))推進する

● 地方における再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術等のクリーンエネルギーの研究及び技術の革新化また、関連産業の投資促進をすると同時に、そのノウハウを海外に積極的に輸出・共有する

● JICA、JETRO、外務省等と連携し、地域事業者による開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国における持続可能なエネルギーサービス開発への技術向上支援、インフラ整備プロジェクトへの参画機会の増加など、途上国のエネルギー分野の課題解決への貢献を通じて地域事業者の事業拡大を推進する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(8/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ① SDGsのターゲット(日本語訳)



- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くこと等により、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善等を通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する
- 8.6 2020年までに、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険および金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略および国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する

## ② まち・ひと・しごとと政策目標

- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 2 (ア) 政府関係機関の地方移転  
 (イ) 企業の地方拠点強化等  
 (ウ) 地方における若者の修学・就学の促進
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策  
 4 (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策  
 3 (イ) 若い世代の経済的安定
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策  
 3 (イ) 若い世代の経済的安定
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3 (イ) 若い世代の経済的安定

## ③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域総生産を構成する4要素の域内動向を理解し、地域総生産の成長に繋がる施策を実施し(例:人口減の中で県内総生産への貢献度の高い業種の特定、成長策の検討等)成長率を持続させる
- 地域内での産業振興や産学官連携によるイノベーションの創出、高付加価値産業の育成、事業の転換支援等を促進し、地域内総生産の向上を実現する
- 情報通信技術(IT)を有効活用し、地域産業の活性化および新産業の創出を実現すべく、公共無線LAN、高速モバイルを含む通信・放送環境を整備し、地域データセンターを含むICTインフラを整備して、テレワーク、クラウドサービス、シェアリングエコノミー等を推進する
- 地方公共団体と地域金融機関との連携における地域事業者の融資関連商品・サービスおよび国の交付金(地方創生推進交付金等)へのアクセス改善や関係省庁、地元地方公共団体、商工団体による支援の積極化を通じて地域経済を率引する事業を成長させ、雇用創出や企業を支援する
- 「環境と経済成長の両立」を図るための施策の検討とともに、「環境によって経済成長を達成する」という発想の下で、域内事業者による環境関連事業の実施等を通じて経済成長と環境保全の両立を目指す
- ディーセントワークの実現、平等な就業機会の実現、正規採用の拡大、若者、女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用促進等を通じ、地域に住む全ての人々が働きがいのある労働に従事することを目指す
- 地域事業者でのインターン等の機会の拡大、就業訓練等の支援拡充、若者の労働市場へのアクセスを改善し、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者割合を減少させる
- 更に外国人若者の就業・職業訓練機会の増大のために外国人留学生の受け入れ推進やJETプログラム、国際交流員参加者増大を目指す
- ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の子どもの不法な連れ去り、留置の防止等子供を守るための取組の推進
- 外国人も含めた平等な雇用機会の実現、安心、安全な労働環境の実現、外国人労働者が働きやすい環境の実現(通訳、文化理解等)等に向けた施策の検討及び地域レベルでの受け入れ態勢の構築を進め、全ての労働者の権利保護、安全・安心な労働環境を促進する
- 地域資源を通じた雇用創出を実現する
- 日本の歴史的・文化的資源を保護し、国内外の観光客の増加を目指し、DMOを核とする観光地域づくり及びスポーツツーリズム、アニメツーリズム等を通じた訪日プロモーションを実施する
- 新たな技術の導入を通じた地方公共団体に住む人々の金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- AI、IoT、5G等の先端技術を活用した都市再生プロジェクトや地域をけん引する企業に対する金融商品、サービスの提供を通じ積極的に支援する
- 後発開発途上国の貿易関連技術の援助拡大に貢献すべく、外国人人材の交流を促進する事業、外国人材の活躍と共生社会の実現を図る
- 各国政府、国際会議、ILO等での若年雇用及び労働に関する協議の動向に関する情報発信等を通じて若年労働、ディーセントワークに向けた取り組みおよび啓もう活動を実施する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(9/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する

9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用およびGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる

9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付等の金融サービスやバリューチェーンおよび市場への統合へのアクセスを拡大する

9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う

9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させる等、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる

9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する

9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造等に資する政策環境の確保等を通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する

9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る

## ②まち・ひと・しごと政策目標

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 4(A) まちづくり・地域連携

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築  
 (ウ) 農林水産業の成長産業化  
 (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策  
 2(イ) 企業の地方拠点強化等  
 (ウ) 地方における若者の修学・就学の促進  
 (ホ) 地方移住の推進

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
 (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

● 市町村における土木部門の職員数の減少が進む中で、予防保全の考え方によるインフラメンテナンスの実施を基本としつつ、データ活用型インフラメンテナンスの実施等、新たな技術を活用し、地域に必要とされるインフラ建設及び維持を実現する  
 ● 経済発展と人間の福祉を支援するために、飲食、宿泊、観光、スポーツ施設への安価で公平なアクセスを目的とした効率的な整備運営を実現する

● 産業を担う人材の育成や起業支援のために、これまで継承されてきた技能・知識、産業構造に即した自治体の産業育成計画や基盤整備の成果の蓄積、教育機関との協力等、既存の資源を活用しつつ、先端技術製品の導入等、労働生産性を高める取り組みを通じて産業セクターのGDP成長を促進、実現するべく、安価な資金貸付、収益化まで息の長いプロジェクトへの融資の供給等金融へのアクセスを拡大する  
 ● また、産業セクターにおける地域の雇用機会を増加させるために、企業の本拠地移転、地域雇用機会の増大、地域インターシップの推進等を行い、地方移住に伴う支援を積極的に行う

● 中小企業の国内外双方での販路拡大、中小企業の国内外事業に対するリスクマネーの供給等を図るとともに、中小企業が海外市場にアクセスする際のハードルを引き下げ、外需を取り込むための機会を拡大する

● グリーン購入等の環境に配慮した持続可能な生産プロセスの拡充、資源エネルギー利用効率の向上に資する技術の開発、環境に配慮した製品の購入、環境に配慮した製品の開発、関連事業創出等日本の技術開発の強みを活用し、産業の持続可能性を向上させる

● 産学官連携を通じた地方の産業セクターにおけるイノベーション創出、科学技術振興を目的とし、研究開発従事者数および官民研究開発の支出を拡大する

● JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の大企業及び地域事業者が有する質の高いインフラ関連技術を活用し、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発の促進に貢献する

● JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業及び地域事業者が有するイノベーション技術を活用し、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを促進する

● JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の情報通信関連の大企業及び地域事業者が有する技術を活用し、後発開発途上国における情報通信技術へのアクセス改善に貢献する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(10/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する
- 10.3 差別的な法律、政策および慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進等を通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する
- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施等を通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する
- 10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)および海外直接投資を含む資金の流入を促進する
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 3(イ) 若い世代の経済的安定
- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 低所得家計の所得の成長に向けた施策を検討し、地域における所得格差の是正と経済的安定を進める
- バリアフリーな施設、交通機関の拡大等を含む老若男女問わず子供から大人まで全員が活躍できる社会の実現に向けた施策の実施を通じてすべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する
- 世帯、男女を問わず平等に機会を得られる社会の実現に向けた施策の実施、外国人、障がい者等の積極的な雇用を通じて成果の不平等を是正する
- 平等な社会保障、福祉等のソーシャルセーフティネットの構築促進、地域の横のつながりを強化するための取組の実施を通じて平等の拡大を実現する
- 国際的な移住、人の国際的な移動に関する国際潮流、政策等の動向に関する情報発信を行うとともに、地域における海外人材の受け入れ体制を充実化させる
- WTO協定の開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則及び実施状況に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施し、後発開発途上国の最恵国待遇の実現に寄与する
- JICA、JETRO、外務省と連携し、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国を始めとする援助のニーズが最も大きい国々へ日本のODAを提供する際に地域事業者による技術支援の機会を提供する、また、直接投資を促進する際は地域金融機関による参画の機会を提供する。また、直接投資を促進する際は地域金融機関による参画の機会も提供する
- Fintechや新規技術への投資を通じたイノベーションを通して日本の大都市、地方に移住した労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(11/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する
- 11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する
- 11.5 2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす
- 11.6 2030年までに、大気質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する
- 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市および人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015~30に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
- 11.c 財政的および技術的な支援等を通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 4(ア) まちづくり・地域連携  
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 1(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- 4(ア) まちづくり・地域連携  
(工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保  
(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(ア) まちづくり・地域連携  
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 2(ア) 政府関係機関の地方移転  
(オ) 地方移住の推進  
4(ア) まちづくり・地域連携  
(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(ア) まちづくり・地域連携  
(工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保  
(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 空き家問題の解決、安全で快適な住環境の実現、質の高い基礎インフラの実現、IT化等による公共サービスの拡大、購入、賃貸しやすい公正な価格の住居の提供等を通じて地域に住む全ての人々が安全に暮らせる環境を構築する
- 高齢者、女性、子供が利用しやすい公共交通機関の拡充、高齢者に配慮した経済的、肉体的に負担の少ない輸送システムの実現、事業者による革新的な輸送システムの研究開発、導入等2030年までに持続可能な輸送システムへのアクセスを実現する
- 地方公共団体ごとに持続可能な生活環境、居住環境の構築を進め、地域住民が住みやすい環境の整備・管理体制を構築する
- 日本の世界文化遺産、日本の伝統芸能や歴史的文化的在、森、里、川、海を含む地域自然資源の保護・保全を強化する
- 災害に強いまちづくりの促進、災害時に高齢者や女性、子供を守るための地域レベルでの取組の促進(例：域内連携ネットワークの構築等)、事業者による防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、災害に強い環境を整備し、災害による損害を削減する
- 地域事業者・家計等で大気汚染防止や資源循環等に取り組み、環境負荷を削減する
- 老若男女問わず移動やアクセスがしやすいまちづくり促進、年代問わず人と触れ合うことができる社会インフラの実現、地域社会におけるつながりの場の設定等、地域住民が集まりやすいスペースを確保する
- 市街地と郊外との連結を実現する交通網、移動手段等の確保、郊外居住者への公平な社会サービスの提供実現、IT技術等による情報格差の是正、事業者による郊外居住者へのサービス提供等を通じ、市街地と郊外との一体感を強化する
- 災害リスク管理体制の構築、市街地、郊外問わず、居住地における災害対策、災害時に備えた取り組みの強化、地域での防災計画の策定、防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、地域レベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
- JICA、外務省等を通じて、地域事業者の技術・製品等を活用し、後発開発途上国における持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(12/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する
- 12.3 2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
- 12.6 特に大企業や多国籍企業等の企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止等を通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(ア) まちづくり・地域連携  
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
- 3(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域での持続可能な消費と生産の促進
- 地域レベルでの天然資源の持続可能な管理および効率的な利用方法を検討し、2030年までに運用を開始する
- 地域事業者による食品ロス削減に製品・サービス開発、生産・サプライチェーン全体での責任ある生産・消費に関する取り組み強化等を通じて食料廃棄を削減する
- 地域事業者による化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
- 国際的な政策議論の潮流、取組等を参考に、各地方公共団体で2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
- 地方事業者の取引先大企業や多国籍企業等の企業の持続可能な取り組みの導入や情報公開動向を注視し、自社に求められる対応を確認し、必要な対応をとる
- 情報公開の強化等を通じて持続可能な公共調達の慣行を促進する
- 環境等を配慮した生活、生産活動の促進、2拠点生活の実現等地域を超えた人の頻繁な移動による新たな事業機会の創出等を通じて持続可能なライフスタイルを促進する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じ、開発途上国のより持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
- 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
- JICA、外務省等と連携し、開発途上国の市場の歪みの是正や化石燃料の浪費を奨励する補助金を段階的に廃止する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(13/17)

- 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
- 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)および適応の能力を強化する

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる

13.b 後発開発途上国および小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方および社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

4(工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保、(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保、(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

● 地域内での防災、自然災害へのコミュニティとしての連携、対応の強化、地域で気候変動や自然災害に対応するための施策の検討（事業者による新たな製品開発等）等を通じ、各地方公共団体レベルで気候関連災害や自然災害に対する強靱性および適応の能力強化に貢献する

● 地方公共団体ごとに地域における気候変動対策に関する計画等の策定を検討する

● 地域レベルでの気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育と啓発の充実化、早期警戒のための技術開発、災害への対応体制の構築をすると同時に人的能力および制度機能を向上させる

● また、こうしたノウハウを日本の地方から積極的に海外輸出・共有する

● JICA、外務省等と連携し、気候変動の緩和に関する政府レベルでの取り組みの支援に貢献する

● JICA、外務省等と連携し、途上国からの研修員受け入れ等を通じて後発開発途上国および小島嶼開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力の向上支援に貢献する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(14/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染等、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する
- 14.2 2020年までに、海洋および沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化等による持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋および沿岸の生態系の回復のための取組を行う
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進等を通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業および破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する
- 14.5 2020年までに、国内法および国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域および海域の10パーセントを保全する
- 14.6 開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理等を通じ、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、および海洋技術の移転を行う
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供する
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用を強化する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域において、海洋ごみや海水の富栄養化、陸上活動による海洋汚染に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施及び行動を検討し、海洋汚染を防止、削減に貢献することで、漁業の持続性を維持する
- 地域において、地域海洋資源の持続的な利用に向けた取組の促進、地域の海洋沿岸の生態系の維持・管理に関する取り組み支援、海洋資源の保護と漁獲量拡大を両立させる取組の検討を通じて健全で生産的な海洋を実現するための生態系の回復のための取組に貢献する
- 地域において、海洋酸性化の影響を最小限化に向けた科学的協力及び啓蒙活動の実施することで漁業の持続性を維持する
- こうしたノウハウを日本の地方から海外に積極的に輸出・共有する
- 地域において、持続可能な漁業の実現に向けた適切な漁獲計画の作成、水産資源の維持、回復に関する取り組みの促進、漁業慣行の見直しを通じたより効率的な漁獲方法導入等を通じた水産資源の保全・回復および漁業の持続的発展へ貢献する
- 地域において、政府が策定する沿岸域及び海域保全に関する計画の実施への支援を検討し、漁業の持続性を維持する
- WTOにおける漁業補助金交渉の動向等に関する情報発信を通じた啓蒙活動を行い、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金の撤廃に向けた活動を支援する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を行い、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用および漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理等を通じた経済的便益の増大に貢献する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術・知識、専門的知見の輸出、共有を行い、海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上に貢献し、漁業の持続性を維持する
- 地域の小規模・沿岸零細漁業者のビジネス拡大のために、海洋資源および国内外の市場アクセスを改善することで国内外における漁業の持続的発展を目指す
- 地域の漁業慣行に合致した形で持続可能な漁業の実現に関連する取り組みを促進し、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法の実施に寄与する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(15/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ① SDGsのターゲット(日本語訳)



- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林および再植林を大幅に増加させる
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつおよび洪水の影響を受けた土地等の劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟および違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、更に優先種の駆除または根絶を行う
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセスおよび貧困削減のための戦略および会計に組み込む
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員および大幅な増額を行う
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟および違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する

## ② まち・ひと・しごとと政策目標

- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)  
 (オ) ふるさとづくりの推進  
 (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化  
 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化

## ③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 環境、生態保護に関する取組の促進、生態系保護に資する技術開発の促進等を通じ、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービス(農業・林業)の保全、回復および持続可能な利用を確保する
- 植林等の森林保護に関する取り組み促進、森林減少に資する技術、製品等の開発、地域レベルでの持続可能な森林管理手法の検討等を通じ、森林減少を阻止し、劣化した森林の回復、新規植林および再植林を増加させるとともに、それにかかわる事業(農業・林業等)を支援する
- JICA、外務省等と連携し、地域事業者の製品・技術等を活用し、国内外における砂漠化、干ばつ、劣化した土地と土壌の回復に貢献し、農業・林業における生産性を維持する
- 山地生態系の能力を強化するため、ピオトープ整備等、生物多様性を含む山地生態系の保全に繋がる施策を実施する
- 絶滅危惧種の保護、絶滅防止に向けた地域レベルでの取り組み、対策を検討し、実施する
- 農林水産省等と連携し、地方自治体における遺伝資源利用に関する情報発信等を通じ遺伝資源の適切な利活用を実現し、農林業の活発化を目指す
- 地方公共団体毎に違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処するための取組を促進する
- 国と連携し、外来種の侵入防止策の検討や地域の生態系の破壊を防止、改善するための施策の検討、実施を通じて外来種の侵入防止等に貢献することで日本の農林水産業を守る
- 政府レベルでの生態系と生物多様性に関する計画の実施に貢献するための地方公共団体レベルでの計画の策定、実施する
- 地域の森林資源活用、保護に向けた取り組み、資金動員の実現、環境格付け融資、森林ファンド等の拡充を通じ、民間レベルでの持続可能な森林経営のための資金の調達を実現する
- 保護種の密漁・取引を防止するための取組を実施する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(16/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ① SDGsのターゲット(日本語訳)



- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する
- 16.3 国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する
- 16.4 2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保する
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する
- 16.10 国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力等を通じて関連国家機関を強化する
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規および政策を推進し、実施する

## ② まち・ひと・しごと政策目標

- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 3(ウ) 出産・子育て支援  
4(ア) まちづくり・地域連携
- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組  
4(ア) まちづくり・地域連携
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、あらゆる形態の暴力及び暴力による死亡率を大幅に減少させるための取組を実施する
- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、子供に対する虐待を含む、あらゆる形態の暴力を撲滅する
- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携等を通じて、地域内のあらゆる人々へ司法への平等なアクセスを実現する
- 国際的な違法資金の流れ等に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施、暴力団排除条例の強化等を通じた組織犯罪の撲滅に向けた取組の強化を通じて、違法な資金および武器の取引の減少、犯罪組織の根絶に貢献する
- あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる
- 地方公共団体の説明責任の強化等を通じて調達情報の開示等透明性の高い公共機関の発展に向けた取組を促進する
- 地域の意思決定において、地域に住む人々の参加を促し、より内包的かつ地域住民の意見をより反映させた意思決定を実現する
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材の受入れ、人材育成等を通じ、政府レベルでのグローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する取り組みを支援する
- 地域に住む無戸籍者への相談窓口の開設、生活支援や教育支援を含め、行政として現行法上可能な範囲での総合的支援を実施する
- 情報への公共アクセスを可能とするインフラ整備等を通じ、地方に住むすべての人々による情報への公平なアクセスを確保する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術・知識・専門的知見の輸出・共有を通じて、暴力の防止やテロリズム・犯罪の撲滅のための能力構築に貢献する
- 国及び地方の条例等においてすべての人々の権利を尊重した公平な法規、政策、施策の実施を目指す

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(17/17①)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ①SDGsのターゲット(日本語訳)



### 資金/Finance

- 17.1 課税および徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援等も通じて、国内資源の動員を強化する
- 17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する

### 技術/Technology

- 17.6 科学技術イノベーション(STI)およびこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力および地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズム等を通して、相互に合意した条件において知識共有を進める
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件等の相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及および拡散を促進する
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する

### 能力構築/Capacity-building

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力および三角協力等を通して、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する

### 貿易/Trade

- 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する

## ②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

## ③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通して、開発途上国の課税および徴税能力の向上および国内資源の動員の強化に貢献する
- 日本として、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にする、また、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する
- 日本として開発途上国のための追加的資金源を動員する
- 日本として協調的な政策を通じて開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の債務リスクを軽減するための取組を支援する
- 日本として後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する
- 科学技術イノベーションの向上およびアクセスを改善すべく、日本の地方事業者および研究機関を通じた積極的な交流、情報交換、共同研究、技術開発を推進する
- また、地域に埋もれた中核的な技術を南北協力を通じて輸出、移転、普及させる
- 環境に配慮した高い技術を持つ地方事業によるJICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて途上国への環境に配慮した配慮した技術の開発、移転、普及および拡散に貢献する
- 途上国からの人材受け入れ地域の大学、研究機関を通じた技術の開発等を通じて途上国におけるICT化の実現技術の利用を強化する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通して開発途上国の効果的かつ的を絞った能力構築に向けた国際的な支援を強化する
- 日本としてWTO下での普遍的なルールに基づき、差別的でない公平な多角的貿易体制の促進に貢献する
- 外務省、JICA、JETRO等と連携し、世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアの倍増に貢献する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通してすべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する

# ■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(17/17②)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。  
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

## ① SDGsのターゲット(日本語訳)



**体制面/Systemic issues、政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence**  
 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性等を通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する

**マルチステークホルダー・パートナーシップ/Multi-stakeholder partnerships**  
 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術および資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

**データ、モニタリング、説明責任/Data, monitoring and accountability**  
 17.18 2020年までに、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置およびその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する

## ② まち・ひと・しごとと政策目標 ③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

4(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(ア) まちづくり・地域連携

1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

● 日本としての政策の協調および首尾一貫性を通じて世界的なマクロ経済の安定促進へ貢献する

● 政府レベルで取り組む持続可能な開発政策と地方公共団体レベルでの取り組む持続可能な開発政策の一貫性を強化する  
 ● また、地方創生に関する政策との一貫性を強化する

● 政府レベルの持続可能な開発に関する政策と整合した地方公共団体レベルでの取り組みを通じて日本として統一的な持続可能な開発に向けた取り組みを行う

● 外務省、JICA、JETRO等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出・共有等を通じて持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの強化に貢献する

● SDGsへの取り組み促進に向けた地方公共団体、地域金融機関、市民等の社会の全てのステークホルダー間でのパートナーシップの実現、地方公共団体でのSDGsに関する認知度向上、SDGs目標達成に向けた地域レベルでの取り組み促進を通じて効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

● 外務省、JICA、JETRO等と連携し、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出・共有等を通じて、能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置およびその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる

● 外務省、JICA、JETRO等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出・共有等を通じて統計に関する能力構築を支援し、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発するための既存の取組をさらに前進させる